

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下、「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	105,688	104,104
うち、資本金及び資本剰余金の額	107,596	107,596
うち、利益剰余金の額	△ 1,687	△ 3,402
うち、自己株式の額（△）	78	88
うち、社外流出予定額（△）	141	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	287	△ 197
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	287	△ 197
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8,041	8,343
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8,041	8,343
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	114,017	112,251
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	852	1,151
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	852	1,151
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	141	141
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,028	1,142
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	4,148	3,665
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,170	6,100
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	107,846	106,150
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,289,877	1,340,581
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	50,860	51,940
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,340,737	1,392,521
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.04	7.62

（注）上記「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」に掲げた計表は、「2014年金融庁告示第7号」に定められた別紙様式第12号により定められた様式に従って記載しております。
 なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2025年3月末」を「前期末」とあるのは、「2024年3月末」を指します。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

● 持株自己資本比率告示第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結自己資本比率の算出対象となる持株会社グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

● 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
2025年3月末の持株会社グループに属する連結子会社は8社であります。

会社名称	主要な業務の内容
株式会社きらやか銀行	銀行業
株式会社仙台銀行	銀行業
きらやかリース株式会社	リース業務
きらやかカード株式会社	クレジットカード・信用保証業務
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	コンサルティング ベンチャーキャピタル業務
山形ビジネスサービス株式会社	事務受託業務
株式会社JimoTec	コンピューターシステム開発・保守・運用受託業務
株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング	コンサルティング ベンチャーキャピタル業務

● 持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ございません。

● 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ございません。

● 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
特段の制限はございません。

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第14条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

【普通株式】

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 29,507百万円	2025年3月末 29,517百万円
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	B種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 29,999百万円	2025年3月末 29,999百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. B種優先株主は、B種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「B種取得請求期間」という。）（2013年4月1日～2036年9月30日）中、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 当社は、B種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に交付する。

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	C種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 20,000百万円	2025年3月末 20,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. C種優先株主は、C種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「C種取得請求期間」という。）（2012年12月29日～2037年9月30日）中、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 当社は、C種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をC種優先株主に交付する。

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	D種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 10,000百万円	2025年3月末 10,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. D種優先株主は、D種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「D種取得請求期間」という。）（2013年6月29日～2037年12月28日）中、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。
2. 当社は、D種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をD種優先株主に交付する。

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	E種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 18,000百万円	2025年3月末 18,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. E種優先株主は、E種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「E種取得請求期間」という。）（2024年10月1日～2048年9月30日）中、当社がE種優先株式を取得すると引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができます。

2. 当社は、E種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないE種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をE種優先株主に交付する。

【非支配株主持分】

発行主体	きらやかリース株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 —	2025年3月末 —
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

発行主体	きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2024年3月末 —	2025年3月末 —
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社及び銀行子会社（以下、「当社グループ」という。）では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総合的に把握したリスク量が、自己資本（コア資本に係る基礎的項目の額に算入される引当金の合計額を除く）の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意すると共に、定期的又は必要に応じて随時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、貸出業務を行う際、お客様の財務内容や資金使途、返済能力などを総合的に勘案して適切な審査を行っております。

また、信用リスク管理部門は、信用格付を活用してリスク量計測や貸出資産ポートフォリオのモニタリングを行うことにより、適切な信用リスク管理に努めております。リスク管理の状況につきましては、定期的又は必要に応じて、リスク管理委員会に報告を行っております。

（自己査定と償却・引当）

当社グループでは、健全な財務内容を維持していくために、自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて（リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称）

リスク・ウェイトの判定において、きらやか銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス及びフィッチレーティングスの4格付機関、仙台銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所及びムーディーズ・インベスターズ・サービスの3格付機関を使用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

銀行子会社では、貸出等の与信行為を行うにあたり返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で信用リスクを軽減するために担保や保証等をいただくことがあります。

銀行子会社が適用している担保や保証の種類としましては、担保では預金、有価証券、不動産等、保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体、一般の保証会社等であり、これらについては、銀行子会社が定める内部規程に基づいて適切な取扱いを行っております。

自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、適格保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、「リスク・アセット算出マニユ

アル」に基づいて適切な取扱いを行っております。

なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する方法として、当社グループでは簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

きらやか銀行

当行では、派生商品取引として、スワップ関連取引を行う場合、派生商品取引の信用リスクに関しては、原則として債権と同様の方法により管理しております。

仙台銀行

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引を行う場合、派生商品取引の信用リスクに関しては、原則として債権と同様の方法により管理しております。

なお、当行では派生商品に係る担保による保全は行っておりません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力の低下により追加的な担保の提供が求められることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を十分に保有しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

きらやか銀行

● リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、オリジネーターとして住宅ローン債権を証券化しており、劣後受益権部分を保有すると共に、原債権のサービサーとして関与しています。劣後受益権部分については、リスクの評価等適切な管理を実施しております。なお、再証券化取引の取扱いはありません。

リスク特性の概要について、当行における証券化取引は信用リスクを有しておりますが、これは貸出金への取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

● 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行がオリジネーターとして保有している証券化エクスポージャーについては、通常の貸出と同様、信用リスク等を有していることから、自己査定を実施すると共に、月次データ等によりモニタリングを行っております。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

● 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、「外部格付準拠方式」又は「標準的手法準拠方式」のいずれかを使用しております。

● 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行では、マーケット・リスク相当額不算入の特例により、マーケット・リスク相当額は算出しておりません。

● 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ございません。

● 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

● 証券化取引に関する会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他者に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。すなわち、当行がアレンジャーに優先受益権を売却した時点で証券化取引に係る資産の売却を認識しています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、次の3社を使用しております。

株式会社 日本格付研究所（JCR）

株式会社 格付投資情報センター（R&I）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

● 内部評価方式を用いている場合には、その概要

該当ございません。

● 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ございません。

仙台銀行

● リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行の証券化取引への取り組みは、投資家としてのみ関与しており、オリジネーター等としての関与はありません。

投資にあたっては、案件毎に裏付資産の質や格付等を考慮のうえ実施しております。なお、再証券化取引の取扱いはありません。

証券化取引として、当行が保有する有価証券については、信用リスク並びに金利リスク等を有しておりますが、これは一般の社債等への取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

● 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、「外部格付準拠方式」を使用しております。

● 証券化取引に関する会計方針

当行の証券化取引への取り組みは、投資家としてのみ関与しております。したがって、証券化取引の会計方針は、通常の有価証券と同様に一般的に認められる会計処理を採用しております。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、次の3社を使用しております。

株式会社 日本格付研究所（JCR）

株式会社 格付投資情報センター（R&I）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

CVAリスクに関する事項

● CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」を用いて算出しております。算出対象は適格中央清算機関等（自己資本比率告示第270条の2第2項各号のもの）以外を取引相手方とする金利スワップ等の派生商品取引が対象となります。

● CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等により変動いたします。

当社グループでは、四半期ごとに時価評価を行い、CVAリスク相当額を算出するとともにその変動を分析しております。なおCVAリスクのヘッジは行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクなど業務に関する幅広いリスクをいいます。当社グループでは、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の整備に努めております。また、オペレーショナル・リスクをその特性に応じて「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」等に分類し、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。

● BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

● ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した連結子法人または事業部門の有無該当ございません。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ございません。

株式および持株自己資本比率告示第54条第2項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（次項第8号において「持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

当社グループでは、株式等エクスポージャーは、価格変動リスクが大きく、自己資本を毀損するリスクがあるため、各子銀行におきまして、ポジション枠を設定して適正な範囲内にコントロールしております。

出資等又は株式等のリスク管理につきましては、当社グループのリスク統括部が統合的なリスクの評価、モニタリングを行い、また、定期的に評価損益やVaR（バリュー・アット・リスク）等のリスク量の把握を行い、定期的又は随時、グループリスク管理委員会に報告を行っております。

金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、資産・負債の金利水準や更改期間が異なるなかで、市場金利が変動することによって損失を被るリスクのことで、当社グループでは市場リスクの一つとして適切な管理態勢を構築しております。

金利リスクの管理対象は全ての金利感応資産・負債（オフ・バランスを含む）とし、銀行子会社において預貸金取引は月次、その他の市場性取引は日次でリスク量を計測しております。これらの金利リスク計測については、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）といったリスク指標のほか、銀行勘定の金利リスクとして Δ EVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、 Δ NII（金利変動に伴う金利収入の変化量）を月次で計測しております。

金利リスクを含む市場リスクを適切にコントロールするため、当社は保有限度枠やリスク資本使用枠の管理枠を定めております。

銀行子会社において金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却のほか、金利スワップ等のヘッジ取引を活用しており、ヘッジ会計を適用する場合もあります。

● 金利リスクの算定手法の概要

(1)銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）

各銀行子会社は、コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てており、当社グループにおける金利改定の満期は平均3.956年、最長10年となっております。コア預金モデルは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、満期を割り当てております。具体的には、普通預金など満期のない流動性預金について、預金種別や顧客属性等別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高を保守的に推計することで、実質的な満期を計測しております。計測結果については、バックテスト等による検証を行っております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、過去の実績データの蓄積が十分ではないため、保守的な前提として金融庁が定める設定値を反映させて考慮しております。

複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を計測対象としているほか、通貨間の金利の相関を考慮しない保守的な方法により合算しております。

クレジットスプレッド等のスプレッドに関しては、割引金利に含めておりません。

Δ EVEは、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどにより重大な影響を受ける可能性があります。 Δ NIIは、リスクフリーレートに対する指標金利の追随率の見直しなどにより重大な影響を受ける可能性があります。

ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法等により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。

現状、当社グループの Δ EVEは連結自己資本の額の20%を超過しているものの、運用サイドのポートフォリオ見直しに伴い改善していくものと見込んでおります。

(2)内部管理上使用している金利リスク

当社グループの銀行子会社は内部管理において、 Δ EVEや Δ NII以外にもVaR、BPVなどを用いて金利リスクを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間1年のコリレーション法（分散共分散法）により計測しております。VaRとは、将来のある一定期間（保有期間）のうちに、ある一定の確率（信頼区間）の範囲内で、金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計したものであり、保有期間は、商品の手仕舞い期間などを考慮した適切な期間としております。

BPVは、金利1bp（0.01%）の変化により、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法であり、預貸金、債券等の業務別に計測しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	2024年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額
〔資産（オン・バランス）項目〕		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機構向け	11	0
我が国の政府関係機関向け	134	5
地方三公社向け	81	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,971	438
法人等向け	437,962	17,518
中小企業等向け及び個人向け	365,260	14,610
抵当権付住宅ローン	61,233	2,449
不動産取得等事業向け	352,510	14,100
三月以上延滞等	1,653	66
取立未済手形	125	5
信用保証協会等による保証付	7,569	302
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	24	0
出資等	4,385	175
（うち出資等のエクスポージャー）	4,385	175
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
上記以外	59,106	2,364
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,254	90
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	56,852	2,274
証券化	19,150	766
（うち S T C 要件適用分）	—	—
（うち非 S T C 要件適用分）	19,150	766
再証券化	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,557	582
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	14,557	582
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
資産（オン・バランス）計	1,334,739	53,389
〔オフ・バランス取引等項目〕		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	158	6
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	718	28
N I F 又は R U F	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	1,085	43
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,543	141
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売却条件付購入	58	2
派生商品取引	107	4
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	5,671	226
〔C V A リスク相当額〕（簡便的リスク測定方式）	161	6
〔中央清算機関関連エクスポージャー〕	8	0
合 計	1,340,581	53,623

（注）所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	2024年3月期
	所要自己資本の額
信用リスク（標準的手法）	53,623
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,077
合 計	55,700

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

○オン・バランス項目及びオフ・バランス項目

(単位：百万円)

項目	2025年3月期	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	9	0
9. 我が国の政府関係機関向け	64	2
10. 地方三公社向け	46	1
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,394	615
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,482	99
12. カバード・ボンド向け	—	—
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	541,020	21,640
（うち特定貸付債権向け）	—	—
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	138,630	5,545
（うちトラザクター向け）	501	20
15. 不動産関連向け	470,239	18,809
（うち自己居住用不動産等向け）	270,478	10,819
（うち賃貸用不動産向け）	69,971	2,798
（うち事業用不動産関連向け）	129,151	5,166
（うちその他不動産関連向け）	—	—
（うちADC向け）	637	25
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	800	32
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	34,475	1,379
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3,091	123
19. 取立未済手形	73	2
20. 信用保証協会等による保証付	8,077	323
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	24	0
22. 株式等	5,851	234
23. 上記以外	36,618	1,464
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,908	76
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー（国内基準行に限る。））	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー（国内基準行に限る。））	—	—
（その他外部TLAC関連調達手段のうちTier 2資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー（国際統一基準行に限る。））	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	34,709	1,388
24. 証券化	8,750	350
（うちSTC要件適用分）	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	8,750	350
25. 再証券化	—	—
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	26,605	1,064
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	26,605	1,064
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	—	—
27. 未決済取引	—	—
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
合 計	1,289,774	51,590

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

○中央清算機関関連

(単位：百万円)

項目	2025年3月期	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
適格中央清算機関	8	0
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—	—
合 計	8	0

CVAリスク相当額を8%で除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額（連結）

(単位：百万円)

項目	2025年3月期	
	CVAリスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本の額
CVAリスク	94	3
うちSA-CVA	—	—
うち完全なBA-CVA	—	—
うち限定的なBA-CVA	—	—
うち簡便法	94	3

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等（連結）

(単位：百万円)

項目	2025年3月期
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	50,860
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,034
BI	33,906
BIC	4,068

(注) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しております。算出に使用するILMIについては持株自己資本比率告示第284条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	2025年3月期
連結リスク・アセットの合計額	1,340,737
連結総所要自己資本額	53,629

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）（連結）

(単位：百万円)

			2024年3月期														
			信用リスク・エクスポージャー期末残高														
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー											
国	内	計	2,480,756	2,097,456	102,588	537	5,502										
国	外	計	—	—	—	—	—										
地	域	別	合	計	2,480,756	2,097,456	102,588	537	5,502								
製	造	業	146,838	130,819	13,776	—	2,224										
農	業	、	林	業	11,297	10,913	47	—	335								
漁	業		913	912	—	—	—										
鉱	業	、	採	石	業	、	砂	利	採	取	業	813	813	—	—	—	
建	設	業	177,018	168,929	7,666	—	392										
電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業	18,723	15,578	3,141	—	—
情	報	通	信	業	14,608	11,676	2,906	—	—								
運	輸	業	、	郵	便	業	47,685	45,302	2,373	—	5						
卸	売	業	、	小	売	業	136,485	131,333	4,108	—	1,009						
金	融	業	、	保	険	業	482,568	262,594	7,078	374	—						
不	動	産	業	、	物	品	賃	貸	業	447,043	441,092	5,670	—	154			
各	種	サ	ー	ビ	ス	業	231,231	219,471	10,999	—	728						
国	・	地	方	公	共	団	体	134,419	92,269	41,964	—	—					
そ	の	他					631,108	565,748	2,855	163	652						
業	種	別	合	計	2,480,756	2,097,456	102,588	537	5,502								
1	年	以	下				428,066	403,849	18,723	1	3,955						
1	年	超	3	年	以	下	160,922	116,793	43,868	22	202						
3	年	超	5	年	以	下	158,756	132,452	25,740	230	313						
5	年	超	7	年	以	下	195,453	191,971	3,371	66	43						
7	年	超	1	0	年	以	下	160,375	153,691	6,471	—	212					
10	年	超					1,034,463	1,033,866	—	217	379						
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の			342,719	64,831	4,414	—	395	
残	存	期	間	別	合	計	2,480,756	2,097,456	102,588	537	5,502						

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈連結〉

（単位：百万円）

	2025年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー
		うち貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	うち有価証券	うちデリバティブ取引	
国 内 計	2,396,301	2,164,864	126,665	316	53,775
国 外 計	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	2,396,301	2,164,864	126,665	316	53,775
製 造 業	119,336	105,257	14,054	—	13,450
農 業、林 業	9,167	9,138	27	—	743
漁 業	919	919	—	—	20
鉱業、採石業、砂利採取業	785	666	118	—	12
建 設 業	168,454	161,657	6,777	—	6,437
電気・ガス・熱供給・水道業	18,962	14,556	4,396	—	128
情 報 通 信 業	15,316	11,725	3,561	—	153
運 輸 業、郵 便 業	45,513	42,546	2,960	—	2,196
卸 売 業、小 売 業	122,026	117,000	5,014	—	8,158
金 融 業、保 険 業	386,613	381,783	4,283	182	3
不動産業・物品賃貸業	444,033	437,327	6,630	—	5,610
各 種 サ ー ビ ス 業	224,376	213,880	10,457	—	12,622
国・地方公共団体	152,131	86,274	65,771	—	—
そ の 他	688,664	582,130	2,613	133	4,237
業 種 別 合 計	2,396,301	2,164,864	126,665	316	53,775
1 年 以 下	312,569	288,935	22,346	—	32,246
1 年 超 3 年 以 下	141,634	107,807	33,753	32	1,810
3 年 超 5 年 以 下	157,313	132,568	24,546	199	2,037
5 年 超 7 年 以 下	178,624	167,501	11,107	15	2,344
7 年 超 10 年 以 下	161,173	151,886	9,272	15	3,676
10 年 超	1,066,396	1,046,292	20,049	54	11,290
期 間 の 定 め の な い も の	378,588	269,872	5,588	—	370
残 存 期 間 別 合 計	2,396,301	2,164,864	126,665	316	53,775

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーは除いております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

〈連結〉

（単位：百万円）

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	6,218	2,124	8,343	8,343	△302	8,041
個 別 貸 倒 引 当 金	15,234	14,815	30,050	30,050	△5,654	24,395
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—	—	—	—
合 計	21,453	16,940	38,394	38,394	△5,957	32,437

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(連結)

(単位：百万円)

	2024年3月期			2025年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国 内 計	15,234	14,815	30,050	30,050	△5,654	24,395
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	15,234	14,815	30,050	30,050	△5,654	24,395
製 造 業	5,564	4,391	9,956	9,956	△676	9,279
農 業、林 業	322	353	676	676	△332	343
漁 業	1	△0	1	1	△0	1
鉱業、採石業、砂利採取業	2	△2	—	—	0	0
建設業	1,660	4,275	5,935	5,935	△2,180	3,754
電気・ガス・熱供給・水道業	1,745	49	1,794	1,794	△1,793	1
情報通信業	110	1	112	112	△3	109
運輸業、郵便業	140	295	435	435	156	592
卸売業、小売業	1,694	3,312	5,006	5,006	△657	4,348
金融業、保険業	0	0	0	0	△0	0
不動産業、物品賃貸業	468	211	680	680	64	744
各種サービス業	2,704	1,834	4,539	4,539	△103	4,436
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他の	817	93	911	911	△127	783
業 種 別 合 計	15,234	14,815	30,050	30,050	△5,654	24,395

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結)

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
製 造 業	25	2
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	59	23
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	389	150
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	1	3
各種サービス業	10	13
国・地方公共団体	—	—
その他の	8	19
業 種 別 合 計	495	211

標準的手法が適用されるエクスポージャーのうちリスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第226条（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

	2024年3月期	
	格付あり	格付なし
0 %	185,216	491,054
10 %	0	86,221
20 %	97,593	2,735
35 %	—	192,410
50 %	155,239	795
75 %	—	432,708
100 %	5,163	818,655
150 %	0	779
250 %	—	—
1250 %	—	—
合計	443,212	2,025,361

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

〈連結〉

(単位：百万円)

項目	2025年3月期					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
現金	39,527	—	39,527	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	156,546	179,437	156,546	179,437	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	119,600	30,000	119,326	3,000	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	379	—	375	—	9	3
我が国の政府関係機関向け	852	—	852	—	64	8
地方三公社向け	1,879	—	1,859	—	46	3
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	54,571	—	54,571	—	15,394	28
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	9,406	—	9,406	—	2,482	26
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	669,385	28,895	655,866	7,093	541,020	82
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	197,261	77,848	192,787	8,292	138,630	69
（うちトラザクター向け）	—	15,367	—	1,536	501	33
不動産関連向け	737,871	—	736,897	—	470,239	64
（うち自己居住用不動産等向け）	525,582	—	525,316	—	270,478	51
（うち賃貸用不動産向け）	98,200	—	98,043	—	69,971	71
（うち事業用不動産関連向け）	113,441	—	112,900	—	129,151	114
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	646	—	637	—	637	100
劣後債権及びその他資本性証券等	800	—	800	—	800	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	26,689	240	26,529	135	34,475	129
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 取立未済手形	3,740	—	3,734	—	3,091	83
	367	—	367	—	73	20
信用保証協会等による保証付	173,423	4,396	172,508	439	8,077	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	242	—	242	—	24	10
株式等	5,851	—	5,851	—	5,851	100
合計	2,188,990	320,818	2,168,646	198,399	1,217,800	51

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(連結)

(単位：百万円)

項目	2025年3月期											
	CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー											
	40%未満	40%-70%	75%	80%	85%	90%-100%	105%-130%	150%	250%	400%	1250%	合計
現金	39,527	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,527
我が国の中央政府及び中央銀行向け	335,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	335,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	122,326	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	122,326
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	375	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	375
我が国の政府関係機関向け	852	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	852
地方三公社向け	1,859	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,859
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	48,923	5,647	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,571
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	9,403	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,406
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	32,800	48,616	5,724	3,500	403,422	168,896	—	—	—	—	—	662,959
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,536	197,802	—	—	1,741	—	—	—	—	—	201,080
(うちトラザクター向け)	—	1,536	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,536
不動産関連向け	170,799	345,843	79,111	—	—	10,876	95,909	34,356	—	—	—	736,897
(うち自己居住用不動産等向け)	145,715	311,185	68,415	—	—	—	—	—	—	—	—	525,316
(うち賃貸用不動産向け)	25,084	22,915	10,696	—	—	653	35,078	3,615	—	—	—	98,043
(うち事業用不動産関連向け)	—	11,742	—	—	—	9,585	60,830	30,741	—	—	—	112,900
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—	—	—	637	—	—	—	—	—	637
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	800	—	—	—	800
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	2,200	—	—	—	4,839	—	19,625	—	—	—	26,664
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	3,734	—	—	—	—	—	3,734
取立未済手形	367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	367
信用保証協会等による保証付	172,948	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172,948
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	242	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	242
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	5,851	—	—	5,851

(注) 1. 「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」については、信用リスク削減効果適用後のリスク・ウェイトに基づき記載しております。
2. 経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分(完全実施ベース)に基づき記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランスの 額	オフ・バランスの 額		
40%未満	745,561	213,934	86.53	927,008
40%～70%	402,128	16,450	11.31	403,845
75%	281,339	53,034	86.02	282,638
80%	3,500	—	—	3,500
85%	409,212	7,365	37.96	403,422
90%～100%	190,086	29,885	32.88	190,088
105%～130%	96,121	—	—	95,909
150%	55,187	146	35.77	54,782
250%	5,851	—	—	5,851
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,188,990	320,818	76.45	2,367,045

(注) 1. 「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」については、信用リスク削減効果適用後のリスク・ウェイトに基づき記載しております。
2. 経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分(完全実施ベース)に基づき記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	29,651	28,137
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	111,532	72,351

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（2024年3月期：21,058百万円、2025年3月期：20,378百万円）を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
グロス再構築コストの額	95	—

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
与信相当額	537	316
派生商品取引	537	316
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	537	316
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

該当ございません。

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
与信相当額	537	316
派生商品取引	537	316
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	537	316
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の種類別の内訳及び原資産を構成するエクスポージャーの当期損失額

(単位：百万円)

原資産の種類	2024年3月期				2025年3月期			
	原資産の額		うち、三月 以上延滞	当期損失額	原資産の額		うち、延滞	当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引			資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	35,841	—	7	—	32,438	—	110	—
合計	35,841	—	7	—	32,438	—	110	—

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
該当ございません。

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略
該当ございません。

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
住宅ローン債権	8,838	8,838
合計	8,838	8,838

(注) 再証券化エクスポージャーに該当する取引は保有しておりません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	—	—	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	8,838	350
100%超1250%以下	8,838	710	—	—
合計	8,838	710	8,838	350

(7) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
住宅ローン債権	1,142	1,028
合計	1,142	1,028

(8) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の内訳
該当ございません。

(9) 早期償還条項付証券化エクスポージャー
該当ございません。

(10) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	2024年3月期	2025年3月期
住宅ローン債権	—	—
自動車ローン	—	—
クレジットカード与信	—	—
リース債権	—	—
事業者向け貸出	—	—
法人向け信用リスク (CDO) 等	—	—
その他	6,982	—
合計	6,982	—

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%以下	6,982	55	—	—
20%超50%以下	—	—	—	—
50%超100%以下	—	—	—	—
100%超1250%以下	—	—	—	—
合計	6,982	55	—	—

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
2. オフ・バランスの証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(3) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。

持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	3,520		5,026	
上場している持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに該当しない持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,863		1,527	
合計	5,383	5,383	6,554	6,554

持株自己資本比率告示に規定する出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
売却損益額	630	217
償却額	10	198

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	900	646

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
リスク・スルー方式	249,682	261,829
マンドート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	249,682	261,829

- (注) 1. リスク・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し差し上げる方式でございます。
2. マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき、最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の信用リスク・アセットを差し上げる方式でございます。
3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産のリスク・ウェイトが250%以下、又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に250%又は400%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式でございます。
4. フォールバック方式とは、1250%のリスク・ウェイトを適用する方式でございます。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	90	0
2	下方パラレルシフト	16,986	37,387	463	1,987
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,986	37,387	463	1,987
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	107,846		106,150	

(注) 本表中「当期末」とあるのは「2025年3月末」を、「前期末」とあるのは「2024年3月末」を指します。